

政治倫理審査会が森田議員らの申請 **棄却**

違反の根拠「第3条8号には該当しない」

「鵜飼勲議員の発言は甲賀市政治倫理条例に違反する」と森田久生議員らの審査請求に対して、甲賀市議会政治倫理審査会は16日開いた第6回審査会で、請求を棄却する結論を出しました。条例に基づき24日までに議長に報告されます。今回の審査請求は、議員の倫理とは何か、二元代表制のもとで、議員の発言の保障、質問権、行政監視機能など議員の役割が問われるものでした。甲賀市議会初めての政治倫理審査会でもあり、マスコミや他の自治体関係者からも注目を集めています。

ました。委員会は各会派と無会派で構成され、委員は土山定信（委員長・凜風会）、小西喜代次（副委員長・日本共産党）、小河文人（志誠会）、田中将之（公明党）、竹若茂國（無会派）の5人。「棄却」とする委員長提案に、反対は小河・田中委員、賛成は小西・竹若委員で可否同数となったため、委員長判断で棄却と決定されました。違反の根拠とされる第3条8号に該当しないことには公明党の田中委員も賛意を示しました。

甲賀市議会初の政治倫理審査会はこの間6回開催され、請求人代表の森田久生議員、審査対象議員の鵜飼勲議員、当時の林田久充議長と谷永兼二議運委員長（現議長）、議会事務局長から聞き取り、16日には小河・田中委員から事情聴取の請求があった、侮辱的な発言をうけたとされる開票事務不正特別委員会委員長（当時）の谷永議員からも直接意見を聞くなど関係者からの意見聴取をもとに最終的な判断が行われました。16日に結論を出すというのは前回の審査会での確認でしたが、小河委員から「採決に応じられない」と動議

が出され、田中委員が賛成、小西・竹若委員が反対し、委員長判断で採決にいたりしました。

■判断基準は請求理由の条例

審査の判断基準は、条例第3条8号「政治倫理基準等の遵守」前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その品位を損なう一切の行為を慎み、その責務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと」に該当するかどうかでした。このことに照らせば請求事案（左の上枠）が該当しないのは明らかです。

■議員活動を制限する可能性

森田請求代表人は、審査の冒頭、3つの事案を紹介しながら、「ロープで繋いだような形にしていたら、全体として見て、審査していただきたい」と述べました。本来は、違反の事実を明確にして申請し、審査会は条例で示されている倫理基準に基づき、判断するものです。「ロープにつないで…全体として見て…」と、問題発言の是非を問うのではなく、議員の発言・行動全体を審査することになれば、議会活動を制限することにつながりかねません。

政治倫理条例第3条8号に違反とする 森田久生（志誠会）、白坂万里子（公明党）、戎協浩（志誠会）の3議員からの請求事案

- (1) 令和元年6月14日、令和元年第1回甲賀市議会定例会の議案質疑において、議長の整理権発動があったにもかかわらず、一般質問のように副市長にあたかも選挙開票事務不正の疑義があるかのような発言を続けた。
- (2) 令和元年9月12日、令和元年第2回甲賀市議会定例会の一般質問において、地方税法に抵触するので回答できない旨の執行部答弁に対し、執拗（5回）に同じ趣旨の質問を繰り返した。
- (3) 平成31年4月25日、開票事務不正特別委員会において、委員長に侮辱的な発言をした。

審査会開催経過

- 第1回 10/31（委員会構成、日程と審査内容）
- 第2回 11/6（森田申請人代表が請求理由の説明、鵜飼対象議員が意見表明）
- 第3回 11/18（当時の議長等関係者3人の聴取）
- 第4回 11/27（委員間審査）
- 第5回 12/3（委員間審査）
- 第6回 12/16（審査結果の取りまとめ）

■委員長が棄却とした主な理由

各請求事案（左枠参照）
(1)の件は、議場で混乱もなく、議長の指示に従い質疑が進められ、質問内容も議員の質問権に属する問題で対象にはならない。

日本共産党

甲賀市議員団ニュース

2019年 12月 22日 第290号



山岡 光広
甲南町森尻 16
TEL 86-2985
Fax 86-0415



小西喜代次
信楽町勅旨 456
TEL 83-0765
Fax 83-0765



岡田 重美
土山町南土山甲 78-15
TEL 66-0696
Fax 66-0696